

1. 件名：「日本原燃(株)濃縮施設の設工認に関する面談」

2. 日時：令和5年4月26日(水) 10時00分～11時00分

3. 場所：原子力規制庁 8階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、瀬戸川安全審査専門職

日本原燃株式会社

濃縮事業部 濃縮保全部施設計画課長 他3名

5. 要旨

(1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、提出資料に基づき、令和3年7月26日付けで認可された濃縮施設の新型遠心機の更新等の設計及び工事の計画の認可(以下「設工認」という。)申請に係る主配管の一部肉厚の変更(設工認申請書本文仕様表に記載している主配管の厚さの変更)に関する軽微変更届出の要否について相談があった。

(2) 原子力規制庁からは以下の点を伝えた。

- ・本変更については、基本的に設工認申請までは不要と考えられるものの、使用前事業者検査やその後の定期事業者検査での判定等で必要なのであれば、軽微変更届出を行うことも考えられる。
- ・軽微変更届出を行う際は、他事業者の届出書の記載を参考としつつ、軽微変更であることがわかる届出書となるよう検討すること。

(3) 日本原燃から、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

提出資料

主配管の仕様変更に伴う設工認の軽微な変更の届出要否について

参考

なし